

●●●●● 故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！ ●●●●●

# 群馬弁護士会ニュース（創刊号）

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士会（団長）鈴木克昌  
【連絡先】〒371-0844  
前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303  
新前橋法律事務所内  
【TEL】027-251-7871  
【FAX】027-251-7989

9月11日  
前橋地裁

## 31世帯94名の原告が提訴！

「知らない土地に来て涙にくれた日々」  
「子どもの将来が不安な毎日」・・・今も変わらず  
「当たり前前の生活を取り戻したい！」



■提訴後、記者会見する原告2名（中央）と弁護士■

● 東日本大震災から2年6ヶ月を迎えた  
● 9月11日、福島第一原発事故の放射能被害から群馬県に避難してきた方々が、  
● 国と東電を相手取り前橋地裁に提訴しました。  
● 全国で15万人を超える方が避難生活を送っている現状の打開策を示せない国と東電。それどころか、汚染水問題や子どもの甲状腺被害対策などの無策ぶりが拡大し、原発被害は拡大する一方です。  
● 「このままでは自分たちの生活、子どもたちの未来が潰される！」裁判に踏み切った原告の言葉に心打たれます。

マスコミ各社が取材に駆けつけ、  
TV・新聞で報道されました



■（左）訴状を持って裁判所に向う弁護士と原告。  
（下）裁判所前で待ち受けるマスコミ陣と記者会見でカメラを回す放送局の取材陣■



### 弁護士会ニュースの発行にあたって

（群馬弁護士会・団長） 鈴木 克昌 弁護士



9月11日、福島県内から群馬県内へ避難した人を中心に31世帯94名が原告となって、前橋地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。  
私達群馬弁護士70名は、これまで、2011年3月の福島第一原発事故によって、福島の地を離れざるを得なかった人たちの相談を受け、東京電力に対する直接請求や紛争解決センター（ADR）申立のお手伝いをしてきました。  
しかし、これまで認められた損害賠償、特に、慰謝料の額は全く不十分なものです。また、区域外からの避難者については、まっとうな賠償は全くなされていません。  
福島第一原発事故は、人間が起こした事故としては、日本史上最大、最悪のものと言っても過言ではありません。ところが、この事故の責任は、法律上は、全くあきらかになっていません。私達は、原発事故の責任をあきらかにし、東京電力と国が、被害者に対して完全な賠償をする義務を負っていることを認めさせるために訴訟を提起しました。  
今後、訴訟の進行状況をご報告するとともに、皆様からのご意見、ご批判をいただき、意見交流をすすめる場として、このニュースを発行して行きます。  
多くの方の力をあつめ、この訴訟に勝利しましょう。

第1回訴訟説明会

- 6月22日 午後1時30分開始
- 群馬県庁昭和庁舎3階
- 裁判全般について説明する



■第1回説明会には多くの被害者の家族が参加し、翌日、新聞各社が報道しました■

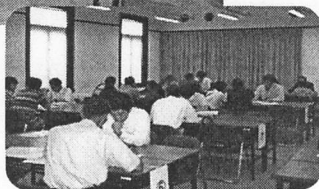


第2回訴訟説明会

- 7月28日 午後1時30分開始
- 群馬県庁昭和庁舎3階
- 提訴の手続きなど具体的に説明



■第2回説明会では裁判を希望する世帯との面談を開始■



第3回訴訟説明会

- 8月31日 午後1時30分開始
- 群馬県庁昭和庁舎3階
- 原告対象に訴状の内容を説明



■（手前から）門馬、鈴木、関、館山各弁護士■

訴状の素案作りで感じたこと

（群馬弁護士・事務局長） 関 夕三郎 弁護士

福島第一原発事故の被害者の皆様には、改めてお見舞申し上げます。

さて、昨年末ころから、全国各地の弁護士が、順次、提訴に踏み切っています。私ども群馬の弁護士と密接に連携している新潟と山形の弁護士も、本年7月23日に新潟と山形の各地裁に提訴しました。群馬も、両弁護士に若干後れを取りましたが、9月11日に提訴に漕ぎ着けました。



この間、訴状の作成に取り組みさせていただきました。その中で強く感じたのは、「原子力村」の問題でした。恥ずかしながら、「原子力村」という言葉は知っていましたが、群馬は原発立地県でないこともあり、その具体的な内容は全く知りませんでした。東京電力の電気を利用してきた者として、無責任であった自分に気付き、福島県民の皆様には大変申し訳なく思っています。



私どもが訴状作成に当たって最も活用したのは、福島第一原発事故の調査のために設置された国会事故調査委員会の報告書でした。その中には、「原子力村」の人たちが、長年にわたり、原発の安全性を向上させる必要性に気付いていたのに、お互いに馴れ合ったり足を引っ張り合ったりして、先延ばしにしてきたことが書かれています。



福島第一原発事故後、原子力安全委員会と原子力安全・保安院が解体され、新たに原子力規制委員会が設置されました。このような組織改編が必要だったのは、「原子力村」の中での馴れ合いが余りにお粗末過ぎて、組織を存続させられなかったからです。

これまで、原発損害賠償の現場では、東電も国も、この問題と賠償問題とを切り離そうとしていた印象があります。しかし、皆様が大変なご苦労を強いられることになった根本的な原因はこの辺りにあり、今回の裁判では、この点を追及して責任の所在を是非とも明らかにしたいと考えています。

《訴状より》

我々は以上のような観点から被告国と被告東電を共同不法行為者として訴訟を提起した。本訴訟は、長年にわたって国民を裏切ってきた被告国と原子力事業者である被告東電の責任を追及し、その結果を一身に負わせてしまった福島県民らの確実な救済を求める訴訟である。

《群馬弁護士事務局長の弁護士紹介》

- [団長]鈴木 克昌 [事務局長]関 夕三郎
- [事務局長次長]門馬 義昭・館山 史明
- [事務局]長谷川 亮輔・宮武 優・稲毛 正弘

弁護士より

★弁護士ニュースの郵送は、大震災後に群馬県内で行われた「相談会」の面談記録をベースに行ないました。今後、原告になられた方だけでなく、県内に避難されている被害者の方々からもいろいろなご意見を賜りたいと思っております。突然の地震、津波に加えて原発事故という想像を絶する人災にあった方々の体験は、これまでの自然災害の被害では語り尽くせない過酷なものでした。知らない土地で生活を続ける皆様方に少しでも寄り添えればと思い、皆様方からの投稿をお待ちしております。尚、郵送を希望されない方はお手数ですが事務局までご連絡ください。

